



記者発表資料

令和3年3月13日
緑区選挙管理委員会事務局
電話 292-8140
内線 95-210

千葉市長選挙における投票用紙の交付誤りについて

本日、令和3年3月21日執行の千葉市長選挙にかかる期日前投票所において、市外へ転出した者に投票用紙を誤って交付し、千葉市長選挙の投票が行われたことが判明しましたので、お知らせします。

1 誤りのあった期日前投票所

土気市民センター期日前投票所

2 経過

本日15時00分頃、市内で落雷による停電が発生し、本市の期日前投票システムのネットワークがダウンしたため、同システムによる投票受付が不可能となった。

緑区選挙管理委員会では、同システムの復旧見込みが立たなかったため、バックアップ用として用意していた「選挙人名簿の抄本」（以下「紙名簿」という。）を使用し、名簿対照を実施のうえ、投票事務を再開するよう、区内の期日前投票所に指示し、15時15分頃から投票事務を再開した。

その後、15時35分頃に同システムが復旧したことから、紙名簿で対応した選挙人の情報を同システムに入力したところ、投票所入場整理券（以下「入場整理券」という。）の郵送後に、県内他市町村に転出した選挙人が千葉市長選挙の投票をしていたことが判明した。

3 誤って投票された票数

千葉市長選挙 1票

4 当該投票の取扱い

当該選挙人は、市外転出者であるため、その投票は無効票となることから、既に投函され特定できないことから、正しく候補者名が書かれていた場合、有効票として扱われる。

5 発生要因

入場整理券は、3月1日に郵便局に持ち込み、順次発送された。3月1日以降の日々の転出情報は、期日前投票システムに反映していることから、名簿対照の際には、市外転出者である旨の警告メッセージが表示され、千葉県知事選挙のみ投票できる旨の案内をすることとしている。

システムダウン時に使用するバックアップ用として用意した紙名簿に掲載している情報は、入場整理券を発送した3月1日時点のものとなっており、今回ネットワークがダウンしたことで、この紙名簿での名簿対照を行っていたところ、来場した当該選挙人は3月1日以降の市外転出者であり、入場整理券を持参していたことから、事務従事者は、転出者とは認識せず、当該選挙人に千葉市長選挙の投票用紙を交付してしまった。

6 再発防止策

期日前投票期間中に停電が発生しても、期日前投票システムの稼働が維持できるよう、同システムのネットワーク構成の見直しなどについて検討する。